

## 平成28年度第2回城陽市障がい者自立支援協議会議事録

●日時：平成29年2月28日（火）午前10時00分開始

●場所：城陽市役所 4階 第2会議室

出席委員 空閑会長、芳川副会長、奥村委員、窪田委員、坂本委員、白井委員、関口委員、高橋委員、田島委員、中村委員、濱村委員、古市委員、本間委員、三木委員、山形委員、山下委員

欠席委員 アルデリャーナ委員、石原委員、藤寄委員

事務局 小嶋福祉保健部長、吉村福祉政策監兼福祉保健部次長、成田福祉課長、伊庭障がい福祉係長、入野障がい福祉係主事、村瀬障がい福祉係嘱託職員、内田運営事務局員、小関専門部会長、岸見専門部会長、長山専門部会長、大蔵専門部会長、竹内専門部会長  
要約筆記・影山、中島

### 1. 開 会

### 2. 事務局職員紹介

### 3. 議事

#### ①障がい者差別解消支援地域協議会について

事務局より資料1-1～資料1-3をもとに説明

#### ②城陽市障がい福祉計画(第4期)の進捗状況について

事務局より資料2をもとに説明

#### ③各部会の規約について

事務局より資料3をもとに説明

#### ④平成28年度下半期及び平成29年度の城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて

事務局より資料4をもとに説明

### 質疑・応答（①～④）

会 長：資料1の障がい者差別解消支援地域協議会は、差別解消法に基づいて各自治体に設置することができるものであり、城陽市の場合は、城陽市障がい者自立支援協

議会のこれまでの積み重ねがあり、城陽市障がい者自立支援協議会の中に障がい者差別解消支援地域協議会を設置するという事で委員の皆さんに諮っている。委員の皆さんが認めたら、障がい者差別解消支援地域協議会の設置の手続きに入る。

委員：近隣の自治体の動きはどうか。

事務局：今回の城陽市の地域協議会設置に関して、近隣自治体に確認したところ、京都府内では、京都市においては、京都市の自立支援協議会の中に権利擁護部会という部会があり、その部会に新たに機能を付加するというかたちで設置されている。京都府内の他の自治体では、南丹市と福知山市に設置されており、共に自立支援協議会に機能を付加するというかたちで設置されている。

委員：資料1-1、2ページの2の臨時委員について福祉保健部の中から選ぶということだと思うが、臨時委員というのは具体的にどのような立場、地位の人になるのか。また、協議会の設置要綱、団体名、組織図等はいつごろに公開するのか。

事務局：設置要綱について現時点では要綱を制定する予定はない。城陽市障がい者自立支援協議会の規定をもって運用したいと考えている。臨時委員については、担当部長もしくは担当課長等と協議し、了解を得た後、担当職員を決定したいと考えている。

委員：資料2の24ページの(5)手話通訳者や要約筆記者の養成について、隣近所の高齢者で難聴の方が身近に相談する時は民生委員を頼っている。市でもある程度手話ができる、要約筆記ができる人を民生委員に積極的に任命するように推進していただきたい。

事務局：民生委員の方は福祉に関する関心が非常に高い方が多く、市としても民生委員の方を対象に手話研修を実施している。また、実際に要約筆記のボランティアで活躍されている委員の方もおり、皆さん非常に関心を持ってあらゆる研修の機会を利用して研鑽に努めていると認識している。

委員：資料2の3ページについて一般就労移行者数が平成27年度は6人、平成28年度は2人で、平成29年度の目標人数8人の達成は難しいとのことだが、一般就労に移行するのができていないのは理由があるのか。

事務局：就労移行支援事業等を利用している方には一般就労を目指せる方や一般就労が厳しく、一般就労を視野に入れつつ、今、できる限りの就労に関するサービスで頑張っている方がいる。平成28年度に一般就労を目指せる方はあまり多くないということで、2名という数字で見込んでいる。

会 長：資料3について、城陽市障がい者自立支援協議会は部会を設置して取り組んでいるが、状況の変化や新たな課題も出てきており、部会ごとに何をする会なのか、役割を確認し、さらに充実させる取り組みを、ということで規約案を作成している。委員の皆さんが認めたら、平成29年4月1日から施行する。

委 員：部会の中に視覚障がい者の部会がないのは何か理由があるのか。

事務局：部会については地域の特性に応じてさまざまであり、城陽市の特徴としては、聴覚言語障がい支援部会がある。視覚障がいや内部障がいの方などさまざまな障がいがある中で全ての障がいの部会がないというのが現状。現在は5つの部会があるが、今後も見直しをしていく可能性もある。

委 員：規約について公開は行うのか。また、資料3の3ページに聴覚言語障がい支援部会の中に①、②、③とあり、③の最後に「啓蒙」という言葉が使われているが、「啓蒙」を「理解を促進していく取り組み」としたほうが解りやすい。

事務局：規約の公表については、城陽市障がい者自立支援協議会のホームページを市で設置しており、規約を制定した際には、城陽市障がい者自立支援協議会のホームページで公表する予定である。

啓蒙の表現については、いただいた意見を踏まえて、各部会の部会長と調整する。

委 員：資料3の4ページの第4条第7項に「補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。」とあるが、第8項では「後任者の残任期間」となっている。これはどういうことか。

事務局：意見をいただいた第4条の第8項について、「構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。」となっているが、前任者の間違いであり、修正する。

会 長：文言等の修正の指摘があるので、事務局で修正し、私が確認する。確認ができれば、4月1日から修正後の規約で施行する。

#### 4. その他

#### 5. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会は、平成29年6月開催予定。